

5. 青少年健全育成

(1) 高知県青少年対策推進本部

昭和 39 年から副知事を本部長とする高知県青少年対策推進本部を設置し、家庭、学校、職場、地域等の生活領域を通じ、保健、福祉、教育、労働、非行対策等の各分野にわたる、青少年育成施策の総合的な企画、調整及び推進することによって、青少年の健全育成を図っている。

(2) 高知県青少年問題協議会

昭和 28 年に県条例で高知県青少年問題協議会を設置し、青少年の指導、育成、保護等に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項の調査審議と、総合的施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る機関として運営している。

(3) 高知県青少年保護育成条例

青少年保護育成条例は、青少年の健全育成の願いを込め、昭和 52 年 12 月に制定され、青少年を取り巻く社会環境の変化などに対応し、昭和 57 年 10 月、昭和 58 年 10 月、昭和 60 年 3 月、平成 4 年 3 月、平成 7 年 3 月、平成 7 年 10 月、平成 8 年 10 月、平成 12 年 3 月、平成 21 年 3 月、平成 29 年 10 月、令和 3 年 3 月、令和 4 年 3 月に一部改正を行っている。

この条例は、青少年の健全な自主的活動を制限したり罰したりするものではなく、あくまでも青少年をすべての大人が守り育てようという願いを込めたものである。

主な規制は、有害図書類及び有害玩具、刃物類の販売等の制限、自動販売機への有害図書類等の収納の規制、淫らな性行為等の禁止、深夜外出の制限・深夜営業施設への立入禁止、入れ墨の禁止等で罰則も科している。条例運用は事業者の自主規制と県民運動がそれぞれ有機的な関連をもって作用してこそ最大の効果を挙げることができるものである。

(4) 高知家の子ども見守りプラン

非行防止対策を抜本的に強化するため、平成 25 年 6 月に「高知家の子ども見守りプラン」を策定し、少年非行の問題に携わる教育、警察、福祉の関係機関が連携を強化し、一体となって取組を進めている。

(5) 高知県子ども・若者計画

青少年の育成支援に向けた「高知県子ども・若者計画」を、「第 2 期高知県子ども・子育て支援事業支援計画及び高知県次世代育成支援行動計画（改定版）～高知家の少子化対策総合プラン（後期計画）～」(令和 2 年 4 月策定)の中に位置付け、PDCA サイクルで進行管理を行い、取組を進めている。

(6) 広報啓発活動

ア 青少年の非行・被害防止全国強調月間

内閣府では、昭和54年度から毎年7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」として定め、国民の非行防止意識の高揚、青少年の非行問題への対応の強化を図っている（平成22年度からは、この月間の名称を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と変更）。

県においても、期間中、関係機関・団体、地域住民等が青少年の非行に対する共通の理解と認識を深め、青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化を図ることを始めとした諸活動を集中的に実施し、青少年の非行防止と保護の徹底に努めている。

イ 子供・若者育成支援強調月間

内閣府では、昭和53年から毎年11月を「全国青少年健全育成強調月間」と定めている。

県においても、期間中、青少年健全育成のための諸活動を集中的に実施し、県民の青少年健全育成に対する理解を深め、各種活動への積極的な参加を促し、青少年育成県民運動の一層の充実と定着化に努めている。

(7) 青少年育成高知県民会議

青少年育成高知県民会議は、県内の青少年団体、青少年育成団体などの参加を得て、県の行う行政施策に呼応して次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に昭和41年9月に設立された民間団体で、青少年育成のため諸活動を推進している。